平成２３年（フ）第９６８号
さいたま市桜区大字神田188番地　ヴァンベール神山Ⅰ―206
債務者　福澤　　恵（旧姓内藤）
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９６９号
埼玉県蕨市塚越１丁目11番21号　第２コーポ稲垣101号
債務者　松尾　虎明
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９８３号
埼玉県加須市佐波138番地14
債務者　萩谷　明男
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６３号
埼玉県蓮田市大字川島776番地２　エルディム桜台205号
債務者　中里なぎさ
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８７号
さいたま市緑区原山２丁目23番25号　寺田ハイツ202号
債務者　高橋　志郎
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０３号
埼玉県比企郡小川町大字奈良梨245番地４
債務者　筑紫　義宣
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２８２号
埼玉県熊谷市箱田４丁目８番５号
債務者　岩田　　浩
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２０５号
新潟市北区新元島町3920番地45
債務者　熊木　ミカ
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５８号
新潟市北区松浜８丁目３番39号
債務者　皆川八重子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２６号
新潟市東区紫竹５丁目25番４号
債務者　宮尾伊三男
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６３４号
大阪市西区九条２丁目４番８号、前住所大阪市西区九条２丁目13番11号
債務者　山田　義雄
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０３５号
大阪府寝屋川市国松町17番９号
債務者　竹藤　洋二
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５８７号
大阪府交野市倉治６丁目39番２号
債務者　森　ゆかり
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８４７号
大阪府枚方市東船橋２丁目141番地の２
債務者　大野　泰一
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９３４号
大阪府高槻市北大樋町２番22号
債務者　来馬　知佳
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９８７号
大阪府八尾市太田７丁目49番地の３
債務者　明石　　治
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１２４号
大阪市城東区諏訪３丁目７番７号
債務者　畑山　　護
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１２５号
大阪市城東区諏訪３丁目７番７号
債務者　畑山　和惠
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部